

研究データストレージサービス利用規則

(令和7年3月31日 情報環境機構長裁定制定)

(目的)

第1条 この規則は、京都大学情報環境機構データセンター情報サービス利用及び利用負担金規程（平成26年3月31日情報環境機構長裁定）第12条の規定に基づき、研究データストレージサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(趣旨)

第2条 本サービスは、京都大学（以下「本学」という。）の教職員等が、学術研究に関するデータ（以下「研究データ」という。）の保存及び共有その他情報環境機構長（以下「機構長」という。）が必要と認める目的のために、京都大学情報環境機構が管理運営する研究データストレージ基盤内に必要な環境を提供するものである。

(サービスの種類)

第3条 本サービスの種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) RDM Drive サービス

研究データの保存及び共有の環境を提供することをいう。

(2) オブジェクトストレージサービス

研究データを非構造化データとして管理できる環境を提供することをいう。

(利用代表（申請）者)

第4条 本サービスの利用を申請できる者（以下「利用代表者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学の役員及び本学の就業規則に基づき雇用されている者（学生を除く。）のうち、研究活動を行う教職員

(2) その他機構長が特に必要と認める者

(利用申請)

第5条 本サービスの利用を希望する者は、利用代表者を通じて、所定の手続きにより機構長に対して利用申請を行い、その承認を得なければならない。

2 機構長は、前項の利用申請に係る本サービスの利用の諾否を決定し、その旨を利用代表者に通知するものとする。

(利用管理者)

第6条 本サービスの利用を管理する者（以下「利用管理者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本サービスの利用が承認された利用代表者

(2) 前号に掲げる者が指定する本学の役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員

(3) その他機構長が必要と認める者

(サービスの利用者)

第7条 本サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本サービスの利用を承認された者及び利用管理者

(2) 利用管理者が、本サービスの利用を認めた研究者及び研究補助者（研究者、研究補助者ともに学生及び学外者を含む。）

(3) その他機構長が必要と認める者

(変更の届出)

第8条 利用管理者は、本サービス利用中に、利用申請内容（利用期間を除く。）と異なる利用が生じる場合は、指定の様式により速やかに機構長に届出を行い、再度機構長の承認を得なければならない。

(禁止行為)

第9条 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 差別、名誉毀損、侮辱又はハラスメントにあたること。

(2) プライバシーを侵害すること。

(3) 守秘義務に違反する情報を発信すること。

(4) 著作権等の財産権を侵害すること。

(5) 本サービスへの妨害、他の利用者への迷惑行為又はその恐れのある行為

(6) 関係法令及び本学の規程（京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）、京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号）等）に違反する行為

(利用管理者の責任)

第10条 利用管理者は、本サービスの利用を管理するに当たり、利用者の管理及び付与されたアクセス権並びに第9条に定める禁止行為について適切に管理しなければならない。

(利用者の責任)

第11条 利用者は、本サービスの利用にあたり、この規則に定めるもののほか、関係法令、本学の規程及びポリシー等を遵守し、自らの責任において、そのアカウント配

下に保存された研究データを適切に管理（京都大学情報格付け基準に基づく取扱制限に応じた対策を含む。）しなければならない。

- 2 利用者は、本サービス上で他者と研究データを共有する場合は、自らの責任において、その内容に応じた共有の範囲、権限等を適切に設定しなければならない。
- 3 利用者は、本サービスで管理する研究データについて、必要に応じ、自らの責任においてバックアップを作成しなければならない。
- 4 利用者は、本サービスの管理者である機構長より、本サービスに係る調査及び協力を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（利用の終了）

第12条 利用者は、異動、退職、利用期間の満了等（以下「異動等」という。）をした場合は、本サービスへのアクセス権を喪失し、利用できないものとする。

- 2 利用者は、アクセス権を喪失する前に、本サービスに保存した研究データを他のストレージ等に移管又は削除しなければならない。
- 3 利用者のアクセス権喪失後、利用者の無効化されたアカウント及び本サービスに保存された研究データは、6ヶ月間保持するものとする。

（機構長の権限）

第13条 機構長は、本サービスの管理者として、本サービスの適切な維持管理及び研究公正の対応のため、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利用者の異動等によりアクセス権を喪失した6ヶ月経過後に利用者の研究データの移管及び削除を行うこと。
- (2) 利用者が関係法令、本学の規程及びポリシー等に違反し、又はその他の理由により機構長が利用者に事前に確認することなく、強制的に本サービスの利用停止、アクセス権の削除、研究データの移動、研究データの削除等の措置を行うこと。本措置後、機構長はその旨を原則、当該利用者に通知するものとする。
- (3) 法令等による要請がある場合に、利用者に事前に確認することなく、利用者の研究データ等の開示を行うこと。
- (4) 必要に応じて、利用者に対して本サービスの利用状況、運用実態、障害時の対応、不正行為に対する情報収集等について調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて、本サービスで提供する機能の追加、変更及び削除を行うこと。当該行為を行うに当たって機構長は、利用者への事前周知に努めるものとする。
- (6) 本サービスの利用環境の維持及び機能向上のために、本サービスの利用記録を使用すること。
- (7) 保守作業及び障害復旧作業等の理由により、本サービスの提供を停止すること。

(8) セキュリティインシデントが疑われる場合、他の情報システムに悪影響を及ぼす事象が確認された場合又は本サービスの安定稼働に悪影響を及ぼす事象が確認された場合に本サービスの機能を制限すること。

(本サービスの提供の廃止)

第14条 機構長は、本サービスの提供を廃止する場合は、利用者へ少なくとも6ヶ月前までに予告するものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。